

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

少子高齢化対策の財務に関する事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

平成26年5月に公表された福井県の人口は、前年度から2,108人減少して、790,368人となった。特に、平成24年度には80万人を割り込み、その後も県内人口の減少傾向に歯止めがかからずに推移している。一方で、平成25年10月現在の年齢（3区分）別人口の割合をみると、年少人口は107,644人（全体の13.7%）と前年に比べて0.1ポイント低下する中、老年人口は211,981人（同26.9%）と前年に比べて0.9ポイント上昇しており、少子高齢化の進行がうかがえる。

こうした背景のもと福井県では、少子化対策として、次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という）に基づき、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とした「第二次福井県元気な子ども・子育て応援計画（平成22年3月）」を策定・運用している。特に、インターネットを利用した婚活支援サポートを他の自治体に先駆けて実施するなど、積極的に取り組む姿勢を見せている。また、高齢化対策として介護保険法第118条及び老人福祉法第20条の9の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とした「福井県老人福祉・介護保険事業計画（平成24年3月）」を策定・運用している。しかし、こうした施策・取組の実現は少子高齢化対策の一環として評価されるべきものの、今後はより一層の財政支出の増加が予想される。

少子高齢化問題及びその対策は、福井県民にも身近な問題として認識・浸透されてきている。関心の高まりとともに、包括外部監査人の立場から、かかる施策に関連した財務事務の執行や管理状況について検討を加えることは、県の行政運営に対して有意義であると判断した。

4. 監査対象期間

原則として平成25年度（必要に応じ過年度及び平成26年度についても対象とした）

5. 主要な監査目標と監査手続

（1）主要な監査目標

- ①事務の執行および事業の管理の適正性
- ②事務の執行および事業の目的適合性

③事務の執行および事業の管理に関する経済性、効率性および有効性

(2) 監査手続

- ①担当課に対する質問、関係資料の閲覧および資料間の突合
- ②業務委託先に対する現地視察および業務委託先に対する質問

6. 監査実施期間

平成 26 年 5 月 1 日から平成 27 年 3 月 30 日

7. 外部監査人の補助者

岡田芳明 (公認会計士)	橋本誠人 (公認会計士)	藤井宏澄 (公認会計士)
上坂誠和 (公認会計士)	永宮大輔 (公認会計士)	松川浩一 (公認会計士)
安岡聖知 (公認会計士)	高島悠輝 (公認会計士)	上坂明美 (事務補助者)

8. 重要な用語の説明

本報告書の中で繰返し使用される以下の用語については、それぞれ次のような意味で用いている。

【使用されている用語の説明】

○「指摘」と「意見」について

本報告書の中で「指摘」としているものは、監査手続を実施した結果として、法令、規則、条例等に違反していると認められるもの、違法ではないが専門的見地から改善を要すると認められるもの、社会通念上適当でないとして認められるものである。一方、「意見」としているものは、外部の専門家としての所感および提言である。

「指摘」又は「意見」のいずれの場合であっても、専門的見地や外部者としての視点は共通であるが、「指摘」は違法性があるものは当然として、違法性は無くとも専門家としてみた場合に間違っていると判断される場合や、外部からみれば不合理であるとして「改善を要すると考える」内容のものである。これに対し、「意見」は改善のための提言やそのもとになる外部監査人の考え方を示すものである。

また、事案によっては先進的な取り組みを行っているとして、肯定すべき内容も多数識別された。その場合には、こうした福井県の取り組みを強調する方がかえって福井県民の判断に資すると考え、敢えてその内容を記載することとした。

○3Eについて

3Eとは、**Economy**（経済性）、**Efficiency**（効率性）および**Effectiveness**（有効性）を示す。経済性は「同じものをどれだけ安く手に入れることができるか」、効率性は「同じ材料でどれだけものを産出できたか（アウトプット）」、有効性は「その産出物によってどれだけの効用を生み出したか（アウトカム）」を意味する。

○金額的重要性について

監査手続を実施するに当たり、試査を前提とした対応を行っている。その際、監査対象や監査手続を検討する際の基準として、原則として金額的重要性を指標とした。これは、検討対象とする事業を選定するに当たり、予算額が大きい事案の方が、予算額の小さい事案よりも不正や誤謬が生じた場合における全体への影響が大きいと判断したことによる。ただし、各部署への質問を実施した結果、質的な面からより詳細な検討が必要であると判断した事案については、金額の多寡にかかわらず優先的に検討の対象事案とした。

○事業の「適時性」について

社会環境の変化や県民のニーズを踏まえ、事業内容等の見直しが適時、適切に行われているかを検討している。

○公平性について

市町間や地域間の取組状況に差異が生じている場合に、当該事業の目的や内容、市町の状況等の観点から見て課題が無いかを検討している。

【本報告書における記載内容の留意事項】

○端数処理について

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて記載している。そのため、表中の総額と内訳の合計が一致しないケースもある。ただし、利用した資料によっては四捨五入しているケースもある。この場合、内容を分かりやすいものとするために、四捨五入を行っている旨を付記することとした。

また、公表されている統計資料を利用する場合には、原則としてそのままの記載数値を使用している。場合によっては端数処理が不明瞭である点を踏まえ、こうしたケースでは出典のみを明らかとすることとした。

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。